

電気バス普及促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、本県公共交通における電気バスの普及を促進することにより、省エネルギー構造への転換を図るとともに、二酸化炭素の排出削減による地球環境の保全及び改善を図り、山梨県電力供給体制強靱化戦略（令和2年8月27日策定）に基づく災害に強いエネルギーシステムの導入を集中的に進めるため、電気バスを導入する一般乗合旅客自動車運送事業者等が実施する電気バス導入事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)「電気バス」とは、電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を有している電気自動車（プラグインハイブリッド自動車を除く。）であって、旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員11人以上のものをいう。
- (2)「電気自動車用充電設備」とは、一般用電気工作物（電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条第1項に規定する電気工作物をいう。）であって、専ら電気バスに充電するための急速充電設備をいう。
- (3)「一般乗合旅客自動車運送事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者をいう。
- (4)「自動車リース事業者」とは、事業用自動車の貸渡し（電気バスの導入に付随して行われる電気自動車用充電設備の貸渡しを含む。）を業とする者をいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助対象事業の内容、事業の実施者（以下「補助対象事業者」という。）の要件及び事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象となり得る経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助金の額は、別表1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、電気バス普及促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）（以下「交付申請書」という。）に関係書類を添えて、知事に対しその定める期間に提出しなければならない。

2 交付申請書の提出状況において、申請額の合計が予算の上限に達した場合には、前項の規定にかかわらず、交付申請書の受付を終了するものとする。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による交付申請書を審査した結果、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内で交付決定を行い、電気バス普及促進事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付を申請した者に通知する。

2 知事は、前項の規定による本補助金の交付決定の審査に当たり、補助対象事業者が自動車リース事業者である場合は、あらかじめリース料に対する補助金の取り扱いが適切であるか確認するものとする。

(補助金の交付の条件)

第6条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象事業に要する経費の配分又は補助対象事業の内容の変更をしようとするときは、電気バス普及促進事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の配分において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は事業の効果・目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の増額を伴わない場合は、この限りでない。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、電気バス普及促進事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助対象事業者（補助対象事業者が自動車リース事業者である場合にあっては、補助対象事業者から電気バスを貸与されている一般乗合旅客自動車運送事業者。次号において同じ。）は、やむを得ない場合を除き、大規模停電が発生した際、県からの要請に基づき、避難所等において給電活動を行うものとする。
- (5) 補助対象事業者は、本事業により導入される電気バスの事業成果を別に定める電気バス普及促進事業費補助金実施要領の規定に基づき、知事に報告するものとする。
- (6) 補助対象事業者（補助対象事業者から電気バスを貸与されている一般乗合旅客自動車運送事業者を含む。）は、県が本事業の目的の達成のために実施する活動に協力するよう努めるものとする。

(遂行状況報告)

第7条 補助対象事業者は、知事が本条の規定に基づく遂行状況の報告を求めたときには、指定する期日までに電気バス普及促進事業費補助金遂行状況報告書（様式第4号）を、知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は知事が別途指定する期日のいずれかの早い期日までに、

電気バス普及促進事業費補助金実績報告書（様式第5号）に必要関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

- 2 交付決定をした年度に補助事業が完了しない場合は、補助事業者は、当該年度に係る電気バス普及促進事業費補助金実績報告書（様式第5号）に必要関係書類を添えて交付決定をした年度の翌年度の4月10日までに知事に提出しなければならない。

（額の確定）

第9条 知事は、前条の規定により実績報告書を受領した場合は、その内容を審査及び必要に応じて行う現地調査により、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき額を確定し、補助金の額の確定通知書を補助事業申請者に通知する。

（補助金の交付方法）

第10条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、精算払いにより支払うものとする。

（財産処分の制限）

- 第11条 補助対象事業者は、補助対象事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- 2 補助対象事業者は、別表2に掲げる期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産をこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、破棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
 - 3 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ、財産処分承認申請書（様式第6号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 4 前項の規定にかかわらず、他の補助金の交付を受けている場合、補助対象事業者は、他の補助事業における財産処分の承認を受けた後に、財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 5 知事は、第2項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。この場合において、当該処分により利益（当該処分により得た収入から補助対象経費及び必要経費を差し引いた上で生ずる残額）が生じたときは、交付した補助金の範囲内でその利益の全部又は一部を県に納付させるものとする。

（書類の保管）

第12条 補助対象事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整理保管しておかななければならない。

(指導監督)

第13条 知事は、補助対象事業の実施に関して必要と認めたときは、補助対象事業者に対し、補助対象事業の内容等について説明を求め、帳簿書類等を検査し、又は必要な指示を行うことができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年3月26日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和7年3月17日から施行する。

別表 1

補助対象事業の内容※ 1	電気バス導入事業	
	電気バスの導入	電気自動車用充電設備の導入
補助対象事業者	次に掲げる者 イ 県内に住所地がある一般乗合旅客自動車運送事業者 ロ イの事業者に電気バスの貸渡しを行う自動車リース事業者	
補助対象経費	車両本体価格（オプション等の諸費用は含まない。）※ 2	設備本体価格（本体及び機器を構成するため必要な付属品、蓄電池を含み、工事費は含まない。）※ 2
補助対象要件	県内に使用の拠点を置く車両	左記要件を満たす電気バスに専ら充電するための設備
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額※ 3 ただし、1 台あたり 1,000 万円を上限とする。	補助対象経費に補助率を乗じて得た額※ 3 ただし、1 台あたり 100 万円を上限とする。
補助率	1 / 3	1 / 4

※ 1 交付決定日から原則として令和 8 年 2 月 28 日までの間に、電気バスの新車登録をしたもの及び電気自動車用充電設備が導入されたものを補助対象とする。

※ 2 消費税及び地方消費税は除く。

※ 3 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

別表 2

取得財産	財産処分制限期間
電気バス	5 年
電気自動車用充電設備	5 年